

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書 の確認申請書作成の手引き

令和6年4月

横浜市みどり環境局水・土壤環境課

1 はじめに

土壤汚染対策法（以下、「法」という。）第3条第1項ただし書の確認申請とは、法第3条（第1項又は第3項）に基づき生じた、土壤汚染状況調査の実施及び調査結果を横浜市に報告する義務の履行を**猶予**[※]するための手続きです。

※（報告の）義務は“**消滅しません**”。後述の「5 義務猶予の要件（条件）」に該当しなくなった時点で猶予は取り消され、調査の実施及び報告をすることになります。

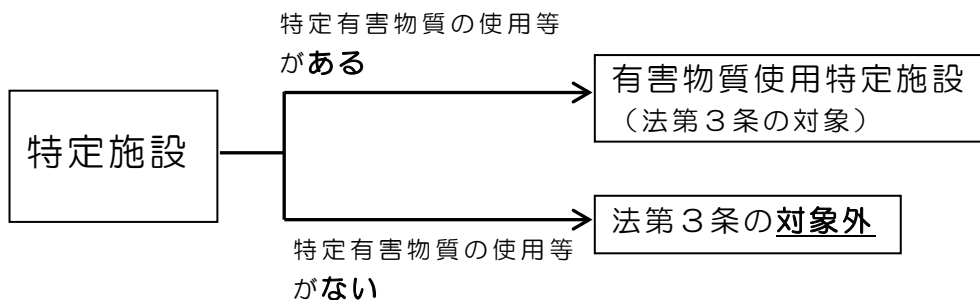
2 調査の契機

土壤汚染状況調査を実施する契機は、有害物質使用特定施設（特定有害物質を使用等する**特定施設**^{注1}）の**使用を廃止**^{注2}した場合です。調査の対象となる土地の範囲は、特定施設が設置されていた事業所の敷地の範囲です。

（ただし、法施行日（平成15年2月15日）以前に使用を廃止していた場合を除きます）

注1)「特定施設」

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設。水質汚濁防止法又は下水道法に基づき、その設置、廃止及び構造等変更の届出が義務付けられています。



注2) 特定施設（設備）は継続して使用するが、当該特定施設での特定有害物質の取扱いをやめる場合も含む

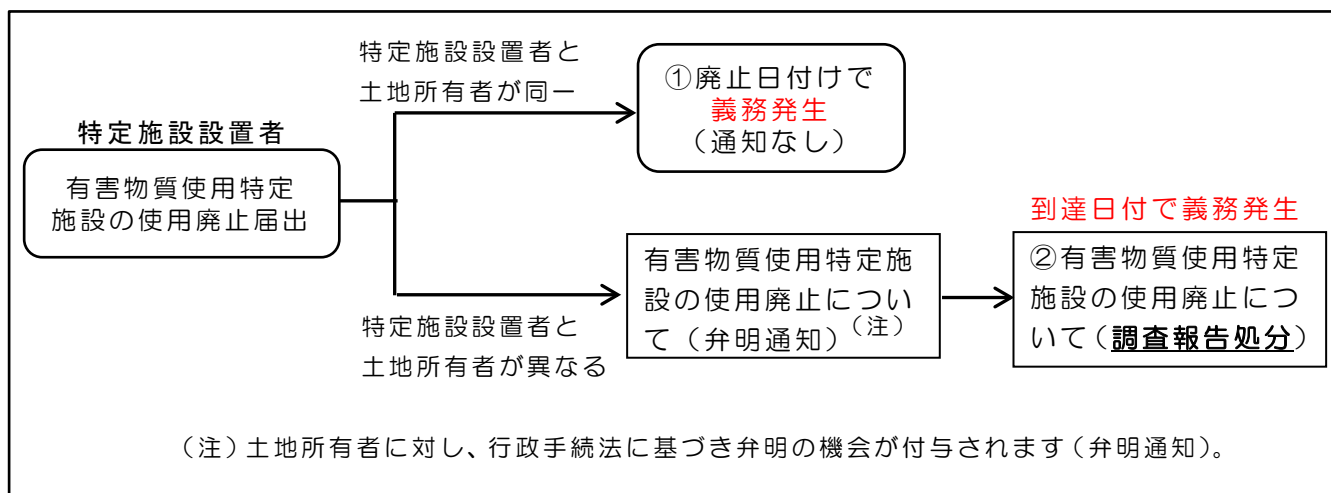
3 義務を負う者

義務を負う者は、有害物質使用特定施設の使用の廃止時点における事業所の土地の所有者等になります。土地の所有者等とは、有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものです[※]。

※一般的には、**土地の所有者**が該当します。敷地内の一部に借地が含まれる等、所有者が複数いる場合、所有者それぞれに各自所有する土地について義務が生じます。

4 義務の発生日

- ①有害物質使用特定施設を設置及び廃止した事業者が所有している土地
⇒特定施設の使用を廃止した日（法第3条第1項）
- ②有害物質使用特定施設を設置及び廃止した事業者以外の者が所有している土地
⇒当該所有者が市から廃止通知書（**調査報告処分**）を受けた日（法第3条第3項）



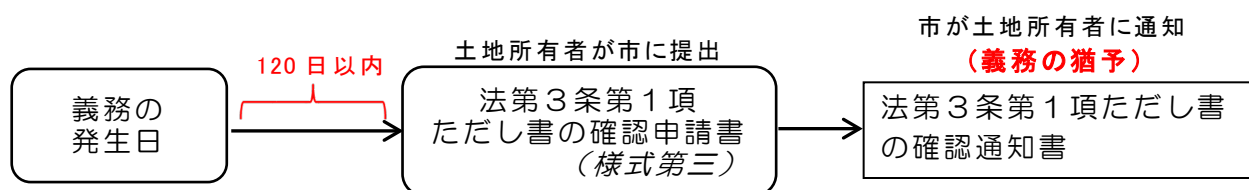
5 義務猶予の要件（条件）

次のいずれかの要件（条件）に該当している場合に義務を猶予することができます。なお、猶予は当該要件に該当する間に限り認められるものであり、要件に該当しなくなった場合、猶予は取り消され、**その時点における**土地の所有者等が義務を履行することになります。

- ① 引き続き工場・事業場の敷地として利用される場合
基本的には『関係者以外の者が敷地に立ち入ることができない』利用状況に限られます。ただし、使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場と同じであれば「関係者以外の者が敷地に立ち入ることができる」としても義務猶予の要件に該当します（大学等。詳しくは、お問合せください）。
- ② 小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の居住用の建築物とが同一か又は接近して設置されており、かつ、当該居住用の建築物に当該設置者が居住し続ける場合。

6 手続きの期限と事務の流れ

申請の期限は、義務が生じた日から起算して**120日以内**です。



7 土地の所有者等が複数いる場合の手続き

土地所有者が複数いる場合は、所有者それぞれが各自所有する土地について確認申請を行うこととなります。ただし、当該地が一体となって管理されており、敷地全体について確認申請を行う場合は、以下のいずれかの申請書で行うこともできます。

ア 一通の確認申請書に連名で土地の所有者等全員の記名・押印をしているもの

イ 一通の確認申請書に土地所有者等の代表者の記名・押印及びその他の申請者（土地所有者等）の一覧（記名、押印）を添付したもの

ただし、代表者は、一体となって管理された土地の一部の所有者等でなければなりません。

8 提出書類

提出書類については、届出書と添付書類とで構成されます。具体的には①土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書（様式第三）、②案内図及び施設の設置場所、③工場又は事業場の敷地であった土地及び確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面、④土地の位置及び所有者を確認する書類で構成されます。

次表はチェックシートになっていますので、届出書を作成される際に利用してください。なお、提出は1部となりますが、控えが必要な場合は2部作成してください。

提出書類チェックシート

書類番号	書類名称・種類（記載事項の注意点）	チェック
①	土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書（様式第三） ・様式は、本市ウェブページからダウンロードできます。 【URL： https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/yoshiki/hou.html 】 ※土地の所有者等が複数いる場合、申請者を連名とする又は土地所有者等の一覧（記名、押印）を申請書に添付してください。	<input type="checkbox"/>
②	別紙1：案内図及び施設の設置場所 ・有害物質使用特定施設を設置していた事業所の位置図・案内図 （案内図は周辺建物等との位置関係が確認できるものとしてください） ・廃止した有害物質使用特定施設の設置場所（事業所配置図） （水質汚濁防止法もしくは下水道法に基づく届出の際に使用した図面を使用してください。施設から公共下水道へ繋がっている排水配管が設置されている場合については、配管設置箇所を図面に示してください）	<input type="checkbox"/>
③	別紙2：工場又は事業場の敷地であった土地及び確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面 確認を受けようとする土地については、特定施設を設置していた建物敷地ではなく、「工場・事業場の敷地全体」を指します	<input type="checkbox"/>
④	別紙3：土地の位置及び所有者を確認する書類 ・登記記録の全部事項証明書（コピー可）又は固定資産税納税通知書（土地）の写しなど ・公図の写し等 （土地の位置とは、【地番】を指します。公図の写しを添付するか、別紙1の事業所配置図に土地の境界（筆の境界）を記入してください。）	<input type="checkbox"/>

※土地の登記記録の全部事項証明書や公図は、有料となりますが、法務局で入手できます。

9 確認通知後の注意事項

(1) 確認を受けた土地の所有者等の地位の承継

法第3条1項ただし書の確認（義務の猶予）制度は土地の取引等を妨げるものではありません。ただし、譲渡（売買）、相続、合併等により、土地の所有者に変更があった場合、確認を受けた土地の所有者の義務は、新たな土地の所有者が承継することとなります（法施行規則第16条第5項）。

新たな土地の所有者へ土壤汚染状況調査の実施に必要な情報（資料）を引き継ぐとともに、「承継届出書（様式第四）」を提出する必要があることをお伝えください。

(2) 土地の利用方法の変更の届出

法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等は、当該土地について予定されている利用の方法の変更（住宅地、月極駐車場等への転用）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を横浜市長に届け出る必要があります。（法第3条第5項）

届出された部分について、法第3条第1項ただし書の確認が取り消され、その時点における土地の所有者等が義務を履行することになります。

(3) 確認を受けた土地における土地の形質の変更

法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地において、900m²以上の形質変更を行う場合は、法第3条第7項に基づく届出が必要となります。

また、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の多くは、市条例に規定する**特定有害物質使用等事業所**の敷地（又は跡地）に該当します。形質変更面積が900m²に満たない場合であっても、敷地外への土壤搬出を伴う場合は、事前に形質変更の届出が必要となります（条例第65条第1項）。

(4) 事業所廃止の手続き（義務猶予の要件①「引き続き工場・事業場の敷地として利用」で確認通知を受けた場合）

現在（又は過去において）特定有害物質を使用等している（していた履歴がある）事業所は、市条例に規定する**特定有害物質使用等事業所**に該当し、事業所の廃止[※]時に「特定有害物質使用等事業所廃止等届出書」を提出する必要があります。

※敷地の一部を売買又は貸与する等、敷地の一部廃止も含まれます

様式は、本市ウェブページからダウンロードできます。

【URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/yoshiki/hou.html>】

別表 対象物質と基準

令和3年4月1日改正

特定有害物質(法第2条)	指定基準(法第6条第1項第1号)		地下水基準 (施行規則 別表第一) (単位:mg/L)	
	土壌溶出量基準 (単位:mg/L)	土壌含有量基準 (単位:mg/kg)		
揮発性有機化合物・第1種	クロロエチレン	0.002以下	—	0.002以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.002以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.004以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	0.1以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.04以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.002以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.01以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	—	1以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.01以下	—	0.01以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.01以下
重金属等・第2種	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下	0.003以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	0.05以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	0.0005以下、 かつアルキル水銀は 検出されないこと	15以下	0.0005以下、 かつアルキル水銀は 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4000以下	0.8以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4000以下	1以下
	シマジン	0.003以下	—	0.003以下
農薬等・第3種	チウラム	0.006以下	—	0.006以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.02以下
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン、及びEPN)	検出されないこと	—	検出されないこと

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

横浜市長

申請者 〇〇市〇〇区〇町〇-〇-〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

地番(※登記簿謄本に記載されている土地の所在地)が多数あり、記載しきれない場合は、「代表的な地番ほか」と記載し、他の地番を別紙に列記してください

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇〇〇 横浜事業所
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	横浜市〇〇区〇〇五丁目2524番 外3筆 (地番) 横浜市〇〇区〇〇五丁目〇-〇 (住居表示)
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類の	71の2(イ) 洗浄施設 〇台
施設の設置場所	別紙1-1、1-2、1-3のとおり
廃止年月日	年 月 日
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	ふっ素及びその化合物、鉛及びその化合物
確認を受けようとする土地の場所	別紙2のとおり
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法	引き続き事業所の敷地として利用する。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

案内図

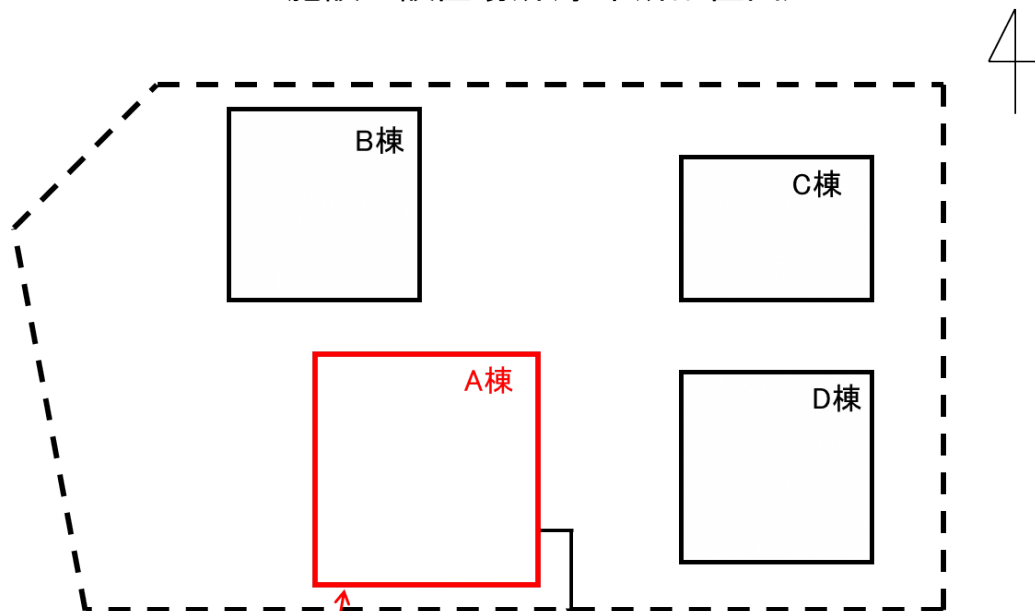
別紙1-1



※ 市販の地図等を利用する場合は、著作権者の承認が必要な場合があります

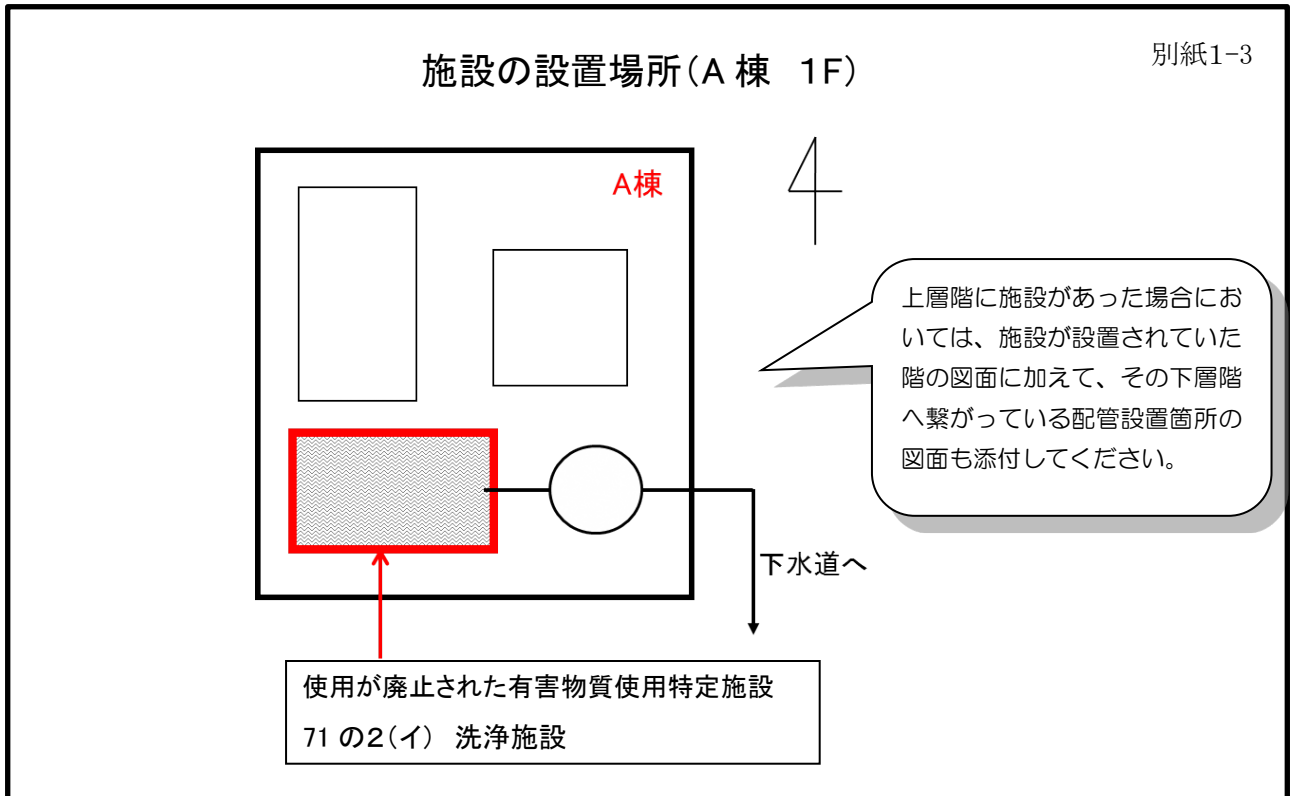
施設の設置場所(事業所配置図)

別紙1-2

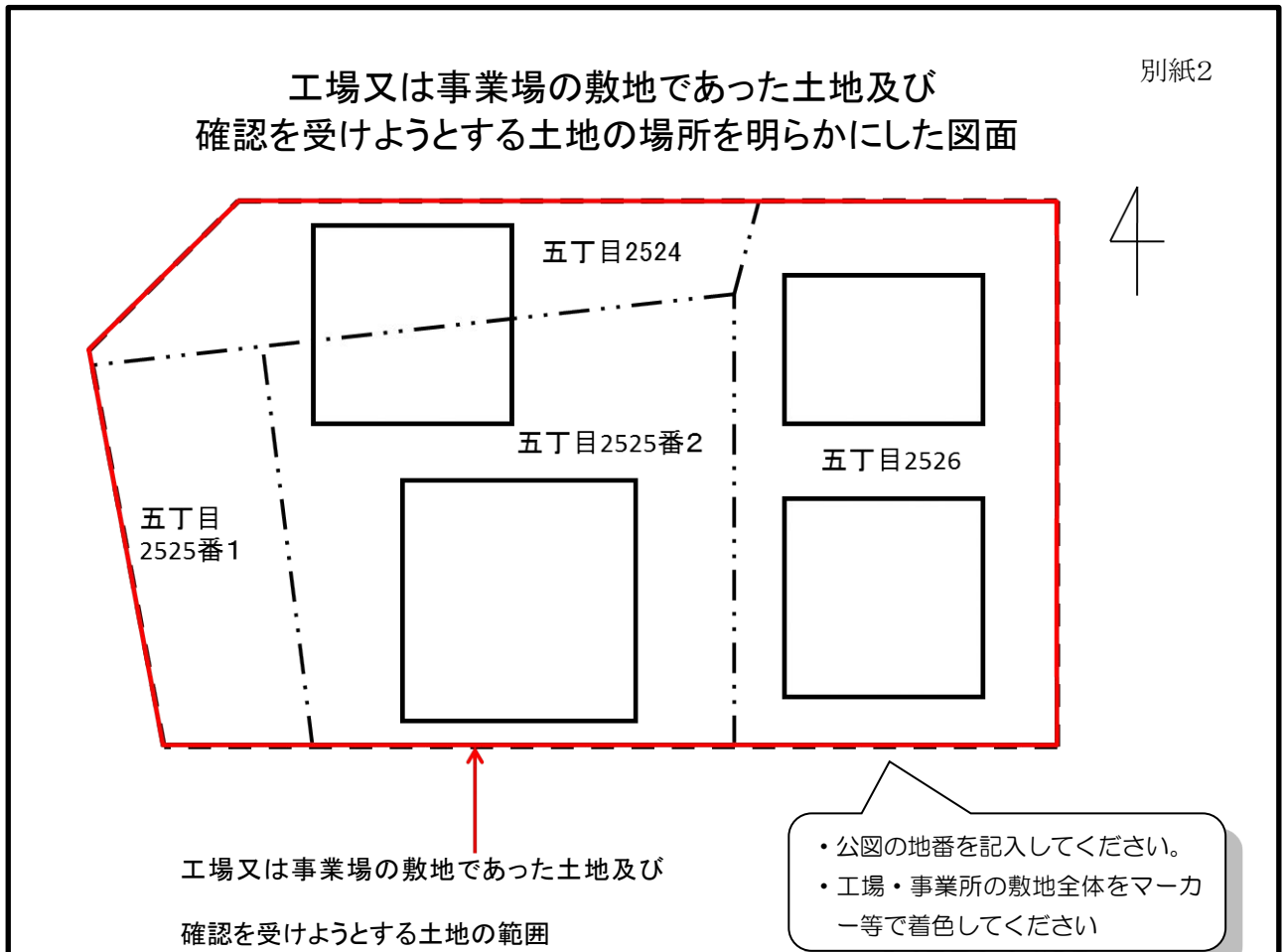


施設の設置場所
(A棟 1F)

添付された図面は、文書開示請求の対象になります。建物の名称等は英数字置き換えでも構いません。



※ 本記入例の添付図面は、参考例です。全てを表すことが出来ていれば一枚の図面で構いません。



問い合わせ先

横浜市 みどり環境局 環境保全部 水・土壌環境課 土壌対策担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10(横浜市庁舎 27F)

TEL:045-671-2494 FAX:045-671-2809

E-mail: mk-doj@city.yokohama.lg.jp

※相談や届出の際に窓口でお待たせしないために電話での事前予約に御協力をお願いします。